

レーザセンシング学会細則

会員に関する細則

平成30（2018）年 6月28日 制定

平成30（2018）年 9月 7日 改訂

平成31（2019）年 4月10日 改訂

令和 2（2020）年10月31日 改訂

（目 的）

第1条 本細則は、会則第6条、第7条及び第8条に基づき、会費及び入退会等の手続きについて必要な事項を定める。

（会 費）

第2条 会費を次のように定める。

- (1) 正会員 : 2,000円
 - (2) 学生会員 : 500円
 - (3) 賛助会員 : 1口20,000円、1口以上
 - (4) 名誉会員 : 会費の納入は要しない
- 2 会費は、事業年度毎に納入するものとし、一旦納入された会費は理由の如何を問わず返還しない。
- 3 会費は、当該年度の9月30日までに納入するものとする。
- 4 会費を当該年度の前年度若しくはそれ以前の年度で、指定する時期に納入する場合は、会費に割引を適用することができる。

（入会手続き）

第3条 入会を希望するものは、次の事項を添え入会を申し出るものとする。

- (1) 氏名（賛助会員で団体の場合は団体名）
 - (2) 所属機関（賛助会員で団体の場合及び機関に所属していない方は不要）及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、担当者（賛助会員で団体の場合））
 - (3) 希望する種別及び会費の口数（賛助会員の場合）
 - (4) 指導教員等の氏名及び連絡先ならびに学年（学生会員の場合）
- 2 入会が認められた場合、遅滞なく会費を納入しなければならない。
- 3 本会より功労賞を受賞した者、及び、本会の前身であるレーザ・レーダ研究会より功労賞を受賞した者は、手続きを行うことなく名誉会員となる。

（学生会員の継続手続き）

第4条 学生会員として継続する場合には、年度末までに新年度の指導教員等の氏名及び連絡先ならびに学年を申し出るものとする。

- 2 年度末までに申し出のない場合、正会員として継続するものとする。

（退会手続き）

第5条 退会を希望するものは、次の事項を添え退会を申し出るものとする。

- (1) 氏名（賛助会員で団体の場合は団体名）
- (2) 所属機関（賛助会員で団体の場合及び機関に所属していない方の場合は不要）及び連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、担当者（賛助会員で団体の場合））

（再入会手続き）

第6条 会則第10条第3号で会員の資格を喪失している者が再度入会を希望する場合は、第3条に定める手続きの他、滞納していた会費も合わせて納入するものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を有する。

- (1) 学会の催す各種の学術的会合等に参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。
- (2) 機関誌等に寄稿すること。また、寄稿にあたって便宜を与えられること。
- (3) 学会が目的達成のために実施する事業等へ参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。

平成30(2018)年 6月28日 制定・施行

平成30(2018)年 9月 7日 改訂

平成31(2019)年 4月10日 改訂

令和 2(2020)年10月31日 改訂

第7条追加

第3条第3項追加

第2条第1項の4変更

第4条第1項変更、第2項追加